一般的な上告審の流れ

(※1) 最高裁判所に事件が引き継がれるまでに1か月程度かかりますので、それ以前に具体的な事件に関するお問い合わせをいただいた際は、回答にお時間をいただくことがあります。

(※2) 事件によって判決(決定)までの期間は異なります。

上告審 Q & A

上告審に関するお問い合わせの中で特に御質問の多い一般的な事項を記載しています。なお、上告審の裁判結果等は最高検察庁から裁判確定時に通知しますので、改めて通知希望の申出をする必要はありませんが、**通知先（住所、電話番号等）に変更がある場合は、必ず御連絡をお願いいたします。**

Q 上告審とは何ですか？

A 上告審とは、高等裁判所の裁判結果に不服がある被告人又は検察官が上告を申し立てることによって始まり、最高裁判所が審理及び裁判を行います。

Q 上告審の裁判の流れは一審、控訴審と同じですか？

A 上告審は、一審や控訴審のように事件の事実に関する認定は行わず、法律問題（原則として憲法違反、判例違反（過去の裁判結果））に関する審理のみを行うため、**通常、法廷での裁判は開かれず、書面審理により行われます。**裁判が開廷されることとなった場合には、最高検察庁から公判期日等を連絡します。

Q 上告審の判決（決定）後、裁判が確定するまでにどれぐらいの期間がかかりますか？

A 上告審の判決（決定）後、その裁判結果に不服がある当事者（被告人・検察官）は、最高裁判所に対し、裁判結果が判決の場合は訂正申立てを、決定の場合は異議申立てをそれぞれ行うことができます。

◆**申立てがあった場合**⇒申立内容について最高裁判所が改めて判断を行い、訂正判決をした日又は申立てを棄却する決定の内容が申立人に告知された日に確定となります。なお、申立てに対する判断が出るまでの期間は、申立日からおおむね１か月程度です。

◆**申立てがない場合**⇒申立期間（判決訂正申立ては上告審の判決が宣告された日の翌日から１０日以内、異議申立ては上告審の決定内容が当事者に告知された日の翌日から３日以内）の経過により、有罪又は無罪の判決が確定となります。

Q 自由刑（拘禁刑・懲役・禁錮・拘留）の有罪判決が確定した場合、いつから刑が始まりますか？

A 受刑期間の開始日は、裁判確定時における被告人の身柄拘束の状況により異なります。

◆**勾留中の場合（身柄拘束あり）**⇒既に収容されているため、受刑期間は裁判確定日から始まります。

◆**保釈中又は在宅事件の場合（身柄拘束なし）**⇒一般的には、被告人が検察庁に出頭した後、刑事施設に収容された日から受刑期間が始まります。

なお、被害者又はその親族等の方々については、上告審が確定した際に、裁判結果の通知と併せて「加害者処遇状況等通知希望申出書」を送付いたします。同申出書を提出されますと、被告人が刑務所に収容された時点で、収容中の刑務所の名称や釈放予定時期（満期出所予定時期）等の通知を受けることができます。

そのほか上告審の手続きについて御不明な点がありましたら、表面の問い合わせ先に御連絡ください。

法務省ホームページはこちら⇒
犯罪被害者の方々へ（パンフレット）

検察庁ホームページはこちら⇒
Q&Aコーナー